

企業年金制度の再構築



年金研究所コンシリウス

www.kinyuchishiki.jp

<退職給付制度>

	退職一時金制度	退職金共済制度	企業年金制度
制度	退職一時金制度 ・退職金規定に基づき運営	中退共制度 ・中小企業退職金共済法に基づき運営 特退共 ・商工会議所などが特定退職金共済団体を設立して運営	厚生年金基金 ・厚生年金法に基づき運営 確定給付企業年金 ・確定給付企業年金法に基づき運営 確定拠出年金 ・確定拠出年金法に基づき運営
積立方法 (支払準備方法)	内部引当(社内積立) ・会計上は退職給付に係る負債を計上 ・税務上損金算入できない ・支給原資が他の資産と明確に分離されているわけではない	外部積立 ・事業主が拠出する掛金は、税務上全額損金算入 ・年金資産は事業主と法的に分離され、退職給付以外には使用できない	外部積立 ・事業主が拠出する掛金は、税務上全額損金算入 ・年金資産は事業主と法的に分離され、退職給付以外には使用できない
支給方法	退職時の一時金	退職時の一時金 選択により年金支給も可能	年金支給 選択により一時金支給も可能
受給者に 係る税務	・一時金の場合 退職所得で分離課税 (退職所得控除適用) ・年金の場合 雑所得で総合課税 (公的年金等控除適用)		

<退職給付制度の沿革>

	退職給付制度の沿革
1952	退職給与引当金制度実施(法人税法、自己都合要支給額の100%)
1957	退職給与引当金限度額引き下げ(→50%へ。以降、1980年→40%、1998年→20%、2012年廃止)
1959	中退共(中小企業退職金共済制度)創設
1962	適格退職年金創設
1966	厚生年金基金制度創設
2000	退職給付会計基準導入(退職給付債務の認識など)
2001	適格退職年金、2012年3月末に廃止決定 / 確定拠出年金(DC)の創設
2002	厚生年金基金の代行返上開始(将来分) / 確定給付企業年金(DB)の創設
2003	厚生年金基金の代行返上開始(過去期間分)
2004	公的年金制度改正
2011	年金確保支援法成立(DCマッチング拠出実施、投資教育の継続的実施の明確化など)
2012	退職給付会計基準の変更(未認識債務の即時認識など)
2014	改正厚生年金法施行(厚生年金基金制度の見直し 新設は不可、特例解散制度の創設など)
2017	改正確定拠出年金法施行予定

＜企業年金等の統計概況＞

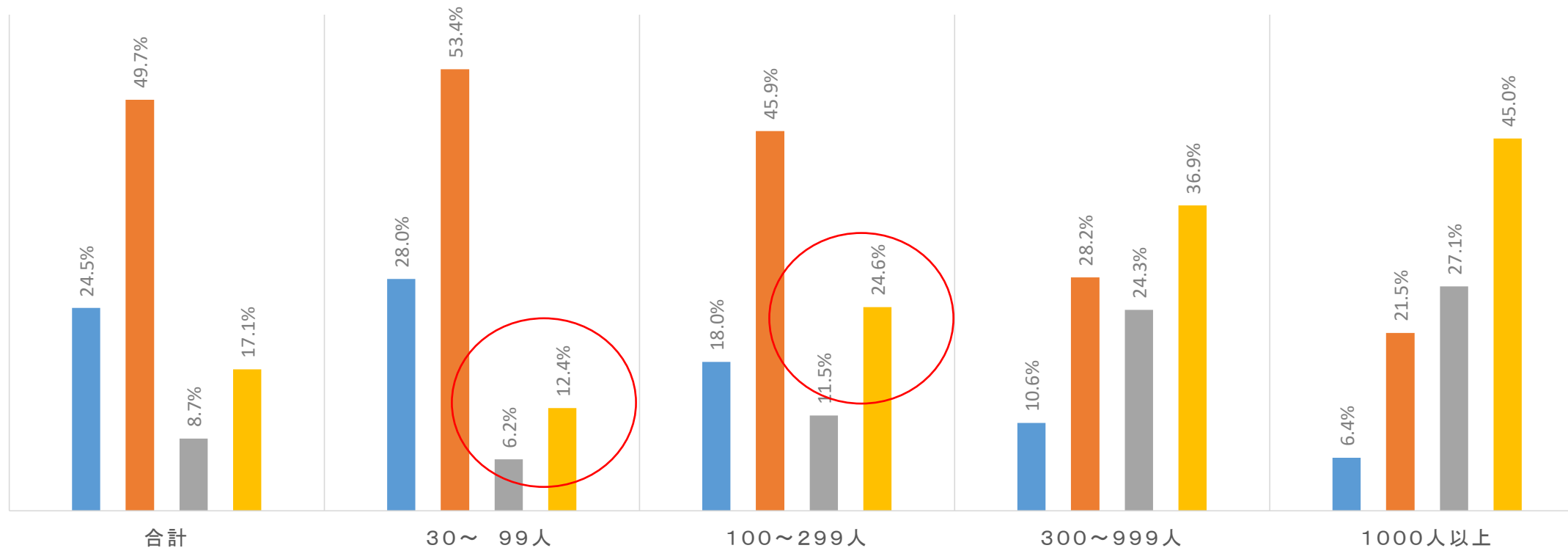
		2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月
厚生年金基金	基金数	560	531	444	256
	加入者数	426万人	408万人	363万人	254万人
	年金資産額	28兆8892億円	30兆9301億円	31兆2882億円	24兆2070億円
確定給付 企業年金	導入企業数	14,676	14,278	13,884	13,705
	加入者数	796万人	788万人	782万人	795万人
	年金資産額	50兆0259億円	53兆6121億円	58兆4636億円	57兆9002億円
確定拠出年金	規約数	4,221	4,381	4,572	4,880
	加入者数	443万人	466万人	507万人	550万人
	年金資産額	6兆7610億円	7兆4871億円	8兆8003億円	9兆5315億円
中退共	共済契約社数	363,569	362,226	361,914	362,092
	加入者数	324万人	324万人	326万人	330万人
	年金資産額	4兆0220億円	4兆2848億円	4兆5767億円	4兆5620億円

* 厚生年金基金の年金資産額には、代行部分をふくむ

<退職給付の実施形態(企業規模別)>

退職給付の実施形態 (2013年、企業規模別)

■ 制度がない ■ 退職一時金制度のみ ■ 退職年金制度のみ ■ 両制度併用

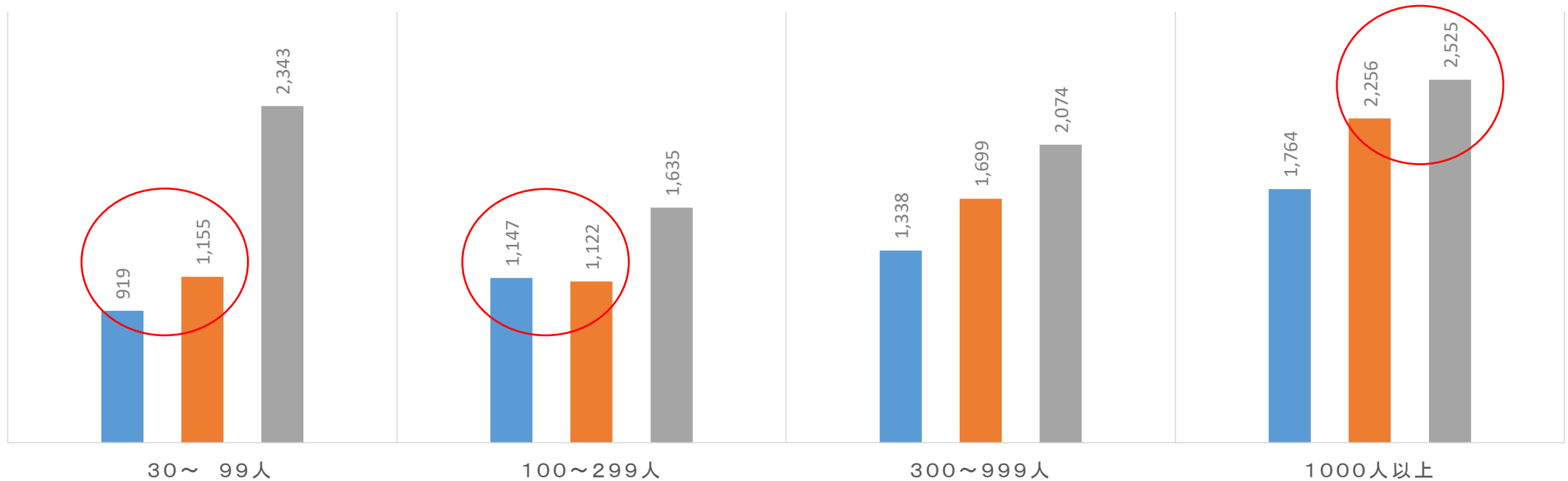


<退職給付額(企業規模別)>

企業規模別退職給付額

(2013年、勤続20年以上かつ45歳以上、大学卒、単位;万円)

■ 退職一時金制度のみ ■ 企業年金制度のみ ■ 両制度併用



<DB普及への取組み>

	簡易型DB	受託保証型DB
実施要件	加入者数が500人未満	保険契約等により、年金資産額が数理債務を下回らないことが確実に見込まれること
負担軽減の概要	<ul style="list-style-type: none">・簡便な方法による掛金、債務計算が可能・年金数理に関する書類について、年金数理人の確認が不要	<ul style="list-style-type: none">・簡便な方法による掛金、債務計算が可能・掛金計算の基礎を示す書類の提出が不要・運用基本方針の作成が不要・事業報告書の一部事項について記載が不要・バランスシート、損益計算書の記載が不要

<DC普及への取組み(1)>

創設される制度	内容
簡易型DC制度	<ul style="list-style-type: none">①従業員100人以下の小規模事業所等に限定、新規設立のみ②設立手続きを大幅緩和<ul style="list-style-type: none">・規約案、厚生年金適用事業所確認書類、労働組合等の合意のみに手続きを簡素化・書類作成から行政への提出までの事務処理を、金融機関に委託可能③制度を定型化し運営コストを軽減<ul style="list-style-type: none">・拠出額を定額に固定(例えば、一律5000円など)・商品提供数を少数に固定(例えば、リスクリターンの異なる3商品のみなど)・対象者の範囲固定(例えば、厚生年金被保険者全員など)④事業規模が大きくなった場合、通常DCへの資産移換可能
個人型DCへの 小規模事業主掛金納付制 度	<ul style="list-style-type: none">①従業員100人以下の小規模事業所等に限定②個人型DCに加入する従業員に対し、事業主が追加で掛金拠出することが可能③拠出限度額は、従業員拠出と事業主拠出の合計 ≤ 個人型DCの拠出限度額

<DC普及への取組み(2)>

施策	内容
DC運用の改善策	加入者が、運用商品を選択しやすい環境を整備し、分散投資を推奨する ①継続的投資教育の努力義務化 ②運用商品数を抑制し、厳選した商品ラインナップを促す ③リスクリターン特性の異なる3つ以上の運用商品の提供義務 ④指定運用方法(デフォルト商品)に関する規定の整備
企業年金連合会への投資教育の委託	中小企業にとって、投資教育の企画立案や説明会等の開催には負担感が強い ⇒事業主は、DC投資教育について企業年金連合会への委託が可能
ポータビリティの拡充	転職先企業がDBを実施している場合 ①それまで加入していた企業型DC、個人型DCからのDBへの資産移換が可能 ②DCとDBの加入期間通算が可能
その他	①個人型DC加入者範囲を、第3号被保険者、公務員にも解禁 ②企業型DC掛金について、月単位から年単位への変更

<年金財政計算と退職給付会計>

	年金財政計算	退職給付会計
目的	○年金制度の滞りない運営のため、資金繰りを確認する 具体的には、積立不足(=数理債務-年金資産)を検証し、 掛金の見直しを行う	○財産状態や業績を開示する財務会計に利用する 具体的には、積立不足(=退職給付債務-年金資産)を算定、 「退職給付に係る負債」として貸借対照表に計上する
債務	○数理債務 将来の給付予想額(の現在価値) =数理債務+標準掛金収入原価 ・数理債務 過去の勤務に係る部分で、現在までの年金 資産の積立目標額 ・標準掛金収入原価 将来の勤務に係る部分で、今後拠出 される掛金総額(の現在価値) ・数理債務は財務諸表に現れることはない	○退職給付債務 将来の給付予想額(の現在価値) =退職給付債務+将来勤務に係る債務 ・退職給付債務 (原則法の場合) 過去の勤務に係る退職給付額(の現在価値) (簡便法の場合) 年金財政計算上の数理債務を利用可能
費用	○掛金 ・今後の年金給付を行うために、当期に必要となる会社から の現金支出額	○退職給付費用 ・退職給付に関する当期のコスト 〔原則法の場合〕 (利息費用+勤務費用+過去勤務費用) -長期期待運用収益 〔簡便法の場合〕 (期末の数理債務+当期拠出額)-期首の数理債務

<退職給付制度の変更(制度間の移行)>

現在の制度	移行が可能な制度(年金資産等の移換が可能)
退職一時金	DB、企業型DC、中退共
厚生年金基金	①解散時の分配金 DB、企業型DC、中退共 ②任意脱退時の脱退一時金 DB、企業型DC
DB	DB、企業型DC
企業型DC	なし
中退共	DB、企業型DC (ただし、事業拡大により中小企業でなくなった場合、合併などによる場合に限る)

<退職給付制度の変更(移行の会計処理)>

退職給付制度の移行	会計処理
制度の全部終了に該当するケース ①退職金規定の廃止 ②厚生年金基金の解散	・「終了した退職給付債務」と「それに対応する支払額」の差額を損益認識し、特別損益に純額を表示
制度の一部終了に該当するケース(支払*を伴うケース) ①DB制度からDC制度への移行(過去分を含む) ②支払いを伴うDB制度からDB制度への移行 ③大量退職(概ね半年以内にDBO*が30%程度減少する場合)	・「終了部分した部分に係る退職給付債務」と「それに対応する支払額」の差額を損益認識し、特別損益に純額を表示 ・継続部分は、退職給付債務の増減分を過去勤務費用として把握し、一定年数で定期的に費用処理(平均残存勤務期間以内)
制度の継続に該当するケース(支払*を伴わないケース) ①DB制度からDC制度への移行(将来分のみ) ②支払を伴わないDB制度からDB制度への移行	・退職給付債務が増減する場合は、過去勤務費用として把握し、一定年数で定期的に費用処理(平均残存勤務期間以内)

○支払とは、①年金資産からの支給または分配、②事業主からの支払いまたは現金拠出額の確定、③DCへの資産移管。

○DBOとは、国際会計基準での退職給付債務(旧PBO)。

○簡便法採用の場合も会計処理は同じ。また過去勤務費用の処理は2012年会計基準でも変更なし。

<加入者のポータビリティ(年金資産の持ち運び)>

加入していた制度	ポータビリティ
厚生年金基金 DB	退職により加入資格を喪失した場合、自らの持分について次の選択肢がある ①DBに移換する(転職先にDBがあり、年金資産を移換できる旨規約で規定されている場合) ②企業型DCに移換する(転職先に企業型DCがある場合) ③個人型DCに移換する(転職先に企業年金がない場合) ④企業年金連合会の通算企業年金に移換する ⑤脱退一時金を受給する
企業型DC	退職により加入資格を喪失した場合、自らの持分について次の選択肢がある ①DBに移換する(転職先にDBがあり、年金資産を移換できる旨規約で規定されている場合) ②企業型DCに移換する(転職先に企業型DCがある場合) ③個人型DCに移換する(転職先に企業年金がない場合) *退職してもその時点では、原則脱退一時金を受給することはできない
中退共	中退共(転職先が中退共に加入している場合)

(データ出所)

以下の文献のデータから当研究所が作成

- ・厚生労働省 平成15年、20年、25年就労条件総合調査、平成25年、26年、27年年金のポイント
厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)
確定拠出年金法の一部を改正する法律案
社会保障審議会企業年金部会資料、平成27年1月「議論の整理」
- ・中小企業庁 平成18年企業年金制度移行事例集
- ・企業会計基準委員会 退職給付制度間の移行等に関する会計処理(平成14年1月)
退職給付に関する会計基準の適用指針(平成11年9月、最終改正平成27年3月)
- ・(独)労働政策研究研修機構 ユースフル労働統計2015
- ・(独)勤労者退職金共済機構 年次統計表(平成26年度)、月次統計データ、中小企業退職金共済法一部改正のお知らせ
- ・企業年金連合会 企業年金の現況、通算企業年金のおすすめ
- ・(一般社団)生命保険協会 企業年金の受託状況、確定拠出年金(企業型)の統計概況

(免責事項)

本資料は、当研究所が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成していますが、これらの情報が完全、正確であるとの保証はいたしかねます。本資料は、お客様に対して税金・法律・投資上のアドバイスを提供する目的で作成されたものではありません。本資料にある情報をいかなる目的で使用される場合におきましても、お客様の判断と責任において使用されるものであり、本資料にある情報の使用による結果について当研究所が責任を負うものではありません。本資料は当研究所の著作物です。本資料のいかなる部分についても電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。



株式会社コンシリウス

website www.kinyuchishiki.jp

Email pikapikaskyland@gmail.com